

大磯港遊歩道（西防波護岸・西防波堤区間）の利用について

（利用時間）

利用時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することがある。

| | |
|-----------|-----------------|
| 2月から4月・9月 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 5月から8月 | 午前8時30分から午後6時まで |
| 10月から1月 | 午前8時30分から午後4時まで |

（閉鎖・開放の中止）

- (1) 荒天時には閉鎖する。
- (2) 工事等の諸事情により閉鎖することがある。
- (3) 開放中であっても、天候の急変等により、管理者が利用できないと判断した場合は開放を中止する。

（遵守事項）

利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間以外は立ち入らないこと。
- (2) 施設に落書きをしないこと。
- (3) 施設に損傷を与えないこと。
- (4) 柵を乗り越えないこと。
- (5) ゴミは持ち帰ること。
- (6) たき火、花火等の火気を使用しないこと。
- (7) バーベキューは行わないこと。
- (8) ローラーシューズ、キックボード類は使用しないこと。
- (9) テント・パラソルは使用しないこと。
- (10) 自転車、オートバイの乗り入れをしないこと。
- (11) 小学生以下の子どもは保護者が同伴すること。
- (12) 酒気帯びまたは酒酔い状態での利用を行わないこと。
- (13) 騒音又は大声を発する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (14) 地震の発生や天候が急変したときは、速やかに安全な場所に避難すること。
- (15) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。
- (16) 他の利用者に危害を及ぼし、また他の利用者の迷惑となるおそれのある行為をしないこと。
- (17) 管理者の指示に従うこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障となる行為をしないこと。

（釣りの利用）

利用者は、西防波堤の「釣り場」において釣りをを行うときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 釣糸による方法以外の方法で水産動植物を採捕してはならない。
- (2) 投げ釣りをしてはならない。
- (3) まきえさ、コマセを使用してはならない。
- (4) ルアー及び掛針で釣りを行ってはならない。
- (5) 「釣り場」以外の所で釣り（投げ釣りを含むすべての釣り）をしてはならない。
- (6) 消波ブロックに登って釣りをしてはならない。
- (7) 釣竿や荷物等を長時間放置してはならない。
- (8) 船舶の航行に支障となる行為をしてはならない。